平成２２年（フ）第２６７号
千葉県松戸市松戸新田66番地
破産者　芦田　麻衣
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２８０号
千葉県松戸市胡録台200番地の３　第２一本松荘101号
破産者　緑川伊佐男
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１８４９号
埼玉県戸田市上戸田３丁目９番６号
破産者　株式会社タカセン企画
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
鹿児島県薩摩川内市上川内町3303番地
破産者　川内測量設計株式会社
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第３６号
茨城県日立市高鈴町３丁目１番18号
破産者　株式会社藤おしぼり
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２９０号
愛知県瀬戸市陶本町６丁目４番地
破産者　株式会社カネキョー・コーポレーション
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５４号
名古屋市中村区畑江通９丁目39番地の１
破産者　有限会社ＳＡＣ
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０号
静岡県駿東郡小山町須走300番地の62
破産者　有限会社高木組
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６６１号
大阪市中央区平野町１丁目８番14号
破産者　株式会社ルミナスプランニング
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第８０５号
千葉県松戸市小根本91番地の１　クィーンシティ松戸301号
破産者　内炭　道子
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８６号
千葉県我孫子市東我孫子１丁目21番21号201号
破産者　笹本　哲久
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４７号
千葉県松戸市常盤平５丁目28番地の５ジュウエル常盤平1008号
破産者　美坐　邦子
1　決定年月日　平成22年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第４６号
鹿児島県薩摩川内市西開聞町12番２号
破産者　太平建設株式会社
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第９９６号
愛知県知多郡武豊町字道仙田30番地
破産者　丸平織布株式会社
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６号
愛知県海部郡甚目寺町大字新居屋字小舟戸30番地
破産者　株式会社キシダ
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９号
兵庫県川西市滝山町12番13号
破産者　株式会社タカハラ
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３５９号
兵庫県川西市加茂６丁目113番地の１
破産者　スペック株式会社
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５２０号
金沢市三口新町４丁目14番38号
破産者　株式会社ストーム
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３７３号
京都市左京区下鴨西半木町94番地
破産者　ＷＨＩＴＥ＆ＡＲＲＯＷ株式会社
1　決定年月日　平成22年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第４３号
宮崎県串間市大字西方5627番地の１
破産者　有限会社井手徳文商店
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所日南支部破産係